

# 家賃給付のご案内

事業予定のお知らせ

## 【給付対象となる方】

- ①矢巾町内で、事業所または土地を借り受けて事業を営んでいる方
- ②令和2年11月～令和3年1月のうち、1か月の売上が前年の売上と比べて30%以上減少している方  
※開業から1年経過していない方も補助を受けられる場合があります。  
担当までご連絡ください。
- ③指定業種(裏面記載)を営んでいる方  
※すでに実施した家賃補助を申請した方も、上記を満たしていれば申請ができます。

## 【給付金額】

税抜家賃の半額×3か月分 ※1か月分の上限は10万円  
(水道光熱費、電気料等は補助の対象外です)

## 【必要書類】

- ①令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれか1月に支払った家賃の額が確認できる書類 (領収書、引き落とし通帳の写し等)
- ②賃貸借契約書の写し
- ③売上額を比較できる書類 (確定申告書、売上台帳の写し等)
- ④誓約書
- ⑤振込先を確認できる書類 (通帳のフリガナ記載欄の写し等)

## 【注意事項】

- ・賃貸借契約の相手方が、申請事業者の役員が経営する法人、もしくは補助事業者と生計を一にする者の場合、給付の対象外となります。
- ・申請期限は令和3年2月15日です。

## 【担当・制度についてのお問合せ先】

矢巾町 産業観光課 商工振興係 ☎019-611-2602

## 【給付指定業種】

業種名	主な例
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、酒場・バー、喫茶店</li> <li>◎持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業</li> </ul>
小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎百貨店・総合スーパー、</li> <li>◎衣服・寝具、靴、身の回り品小売店</li> <li>◎食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒、菓子・パン小売業</li> <li>◎自動車・自転車小売業</li> </ul>
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎公共放送業、民間放送業、有線放送業</li> <li>◎ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業</li> <li>◎インターネット附随サービス業</li> <li>◎映像・ビデオ制作業、アニメーション制作業、 テレビジョン番組配給業</li> <li>◎レコード制作業、ラジオ番組制作業</li> <li>◎広告業、広告制作業</li> <li>◎保険媒介代理業、保険サービス業</li> <li>◎不動産賃貸・管理業</li> <li>◎物品賃貸業</li> <li>◎学術・開発研究機関、法律事務所等</li> <li>◎宿泊業</li> <li>◎洗濯業、理容・美容業</li> <li>◎旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、物品預かり業</li> <li>◎娯楽業</li> <li>◎教育、学習支援業</li> <li>◎医療業、社会福祉・介護事業</li> <li>◎廃棄物処理業</li> <li>◎自動車整備業</li> <li>◎機械等修理業</li> <li>◎職業紹介・労働者派遣業</li> </ul>
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎普通鉄道業</li> <li>◎道路旅客運送業</li> <li>◎道路貨物運送業</li> </ul>

対象業種については、前回実施した家賃補助事業とは異なります。

複数の事業を営んでいる方など、不明点については担当までお問い合わせください。